

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

名古屋国税局では、「内部事務のセンター化（※1）」を実施しておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署（裏面参照）に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います（※2）。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

（※1） 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

（※2） e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの一定の要件に該当する書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

一定の要件に該当する書類については、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となります。詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

## 内部事務のセンター化の対象となる税務署

名古屋国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、対象となる税務署を順次拡大しております。

令和5年7月からは、名古屋国税局業務センター三の丸分室及び多治見分室を新設するとともに、浜松西分室及び津分室では対象署を拡大し、以下のとおり実施する予定です。

名称・所在地	対象署	名称・所在地	対象署
名古屋国税局 業務センター 〒461-8623 名古屋市中区三の丸三丁目17番8号 名古屋国税局 名古屋東分庁舎	名古屋東税務署 名古屋中税務署	名古屋国税局 業務センター浜松西分室 〒430-8584 浜松市中区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎	浜松西税務署 浜松東税務署 島田税務署 磐田税務署 掛川税務署
名古屋国税局 業務センター三の丸分室 〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎	岐阜北税務署 岐阜南税務署	名古屋国税局 業務センター豊橋分室 〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎	豊橋税務署 西尾税務署 新城税務署
名古屋国税局 業務センター多治見分室 〒507-8710 多治見市白山町一丁目209番地	多治見税務署 中津川税務署 尾張瀬戸税務署	名古屋国税局 業務センター刈谷分室 〒448-8522 刈谷市若松町一丁目46番地1 刈谷合同庁舎	刈谷税務署 豊田税務署
名古屋国税局 業務センター清水分室 〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎	清水税務署 藤枝税務署	名古屋国税局 業務センター津分室 〒514-8544 津市桜橋二丁目99番地	津税務署 伊勢税務署 松阪税務署 上野税務署 尾鷲税務署

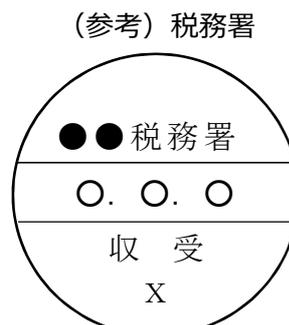
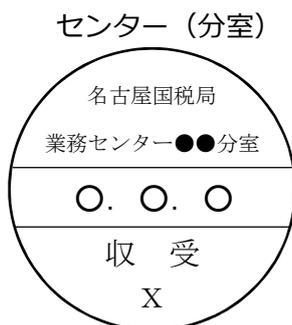
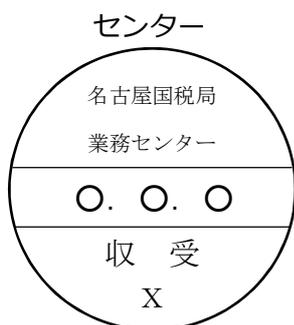
(注) 一部の行政指導事務等については、名古屋国税局業務センターにおいて、名古屋国税局管内全税務署の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

## 文書收受日付印の表示について

郵送等で業務センターが收受した文書（対象署から移送された文書を含む。）には、「名古屋国税局業務センター」と表示した文書收受日付印を押なつします。

(注) 岐阜北税務署、岐阜南税務署、多治見税務署、中津川税務署、島田税務署、磐田税務署、掛川税務署、尾張瀬戸税務署、伊勢税務署、上野税務署及び尾鷲税務署の文書については、令和5年7月10日以降に業務センターが收受した文書が対象となります。

### ○ 文書收受日付印イメージ



※ 対象署の窓口へ提出された文書には、従来どおり「●●税務署」等の文書收受日付印を押なつします。